

30消安第5223号  
30農会第842号  
30林整研第361号  
環自野発第1903261号  
平成31年3月26日

関係団体等の長 殿

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長

農 林 水 産 省 農 林 水 産 技 術 会 議 事 務 局 長

林 野 庁 長 官

環 境 省 自 然 環 境 局 長

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」の一部改正について

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」（平成19年12月10日付け19消安第8999号、環自野発第071210001号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、環境省自然環境局長通知。以下「通知」という。）において、第一種使用規程の承認の申請に当たって、第一種使用等をしようとする遺伝子組換え植物について「実験室や外国の自然条件の下での使用等によりその特性についてかなりの程度の知見は得られているが、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない」場合には、「第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集を行い、当該遺伝子組換え植物の我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすること」とされています。

ただし、「我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない」場合として、条件を満たす遺伝子組換えトウモロコシについて、例外的にこの対象外と定めており、今回の改正では、条件を満たす遺伝子組換えワタについて、追加して規定するため、通知の一部を別紙のとおり改正しましたので、貴会傘下事業者に対し周知方よろしく申し上げます。

(別紙)

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」(平成19年12月10日付け19消安第8999号、環自野発第071210001号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、環境省自然環境局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>第3 申請書等の内容に関する事項</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 隔離ほ場における情報収集</p> <p>実験室や外国の自然条件の下での使用等によりその特性についてかなりの程度の知見は得られているが、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかではない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合は、基本的事項第1の1の(1)のイの④に規定する第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集を行い、当該遺伝子組換え植物の我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすることとする。</p> <p>なお、<u>トウモロコシ又はワタを宿主(施行規則第8条第1号に規定する宿主をいう。以下同じ。)</u>とし、次の①及び②を満たす核酸<u>又はその複製物を有する遺伝子組換え植物</u>については、我が国の自然条件の下で生育した場合の特</p>	<p>(別紙)</p> <p>第3 申請書等の内容に関する事項</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 隔離ほ場における情報収集</p> <p>実験室や外国の自然条件の下での使用等によりその特性についてかなりの程度の知見は得られているが、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかではない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合は、基本的事項第1の1の(1)のイの④に規定する第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集を行い、当該遺伝子組換え植物の我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすることとする。</p> <p>なお、次の①及び②を満たす核酸<u>の複製物が移入されたトウモロコシ</u>については、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかことから、当該情報収集を行う必要はない。</p>

性が科学的見地から明らかなことから、当該情報収集を行う必要はない。

- ① 査読を受けた論文の公表や関連する国の検討会等での複数の専門家による共通認識等により、作用機序が明らかであると認められるもの
- ② 移入された核酸又はその複製物により付与される性質が生じさせる可能性のある生物多様性影響の程度が、既に第一種使用規程の承認を受けている遺伝子組換え植物であって、宿主を同一とするものの生物多様性影響と同程度以下と認められるもの

また、当該情報収集は、隔離ほ場（遺伝子組換え農作物（農作物である遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあつては別表第3に掲げる要件を満たす施設、遺伝子組換え樹木（木本であつて農作物を除いた遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあつては別表第6に掲げる要件を満たす施設をいう。）で行うこととする。

2・3 （略）

- ① 査読を受けた論文の公表や関連する国の検討会等での複数の専門家による共通認識等により、作用機序が明らかであると認められるもの
- ② 移入された核酸の複製物により付与される性質が生じさせる可能性のある生物多様性影響の程度が、既に第一種使用規程の承認を受けているトウモロコシの生物多様性影響と同程度又は超えないと認められるもの

また、当該情報収集は、隔離ほ場（遺伝子組換え農作物（農作物である遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあつては別表第3に掲げる要件を満たす施設、遺伝子組換え樹木（木本であつて農作物を除いた遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあつては別表第6に掲げる要件を満たす施設をいう。）で行うこととする。

2・3 （略）